



発行 新潟県

**第 93 号**

平成26年11月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 64 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）
- 65 新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 1582 公共測量の実施通知（監理課）
- 1583 公共測量の終了通知（監理課）
- 1584 道路の区域変更（道路管理課）
- 1585 道路の供用開始（道路管理課）
- 1586 道路の区域変更（道路管理課）
- 1587 道路の区域変更（道路管理課）
- 1588 道路の供用開始（道路管理課）
- 1589 道路の区域変更（道路管理課）
- 1590 道路の供用開始（道路管理課）
- 1591 道路の区域変更（道路管理課）
- 1592 道路の供用開始（道路管理課）
- 1593 道路の区域変更（道路管理課）
- 1594 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）

企業局管理規程

- 8 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 9 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会規程

- 12 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 41 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

- 12 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

正 誤

- 平成21年 6 月 2 日付け県報第41号告示第804号中（砂防課）
- 平成21年 6 月 2 日付け県報第41号告示第805号中（砂防課）
- 平成24年 3 月27日付け県報第24号告示第365号中（砂防課）
- 平成24年 3 月27日付け県報第24号告示第366号中（砂防課）

規 則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第64号**

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第6</b> （第17条、第19条の2関係） 排水に係る規制基準 (1) 有害物質			<b>別表第6</b> （第17条、第19条の2関係） 排水に係る規制基準 (1) 有害物質		
番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットル につきカド ミウム <u>0.03</u> ミリグラム	1	カドミウム及びその化合物	1リットル につきカド ミウム <u>0.1</u> ミリグラム
(略)			(略)		
(2) (略)			(2) (略)		
<b>別表第6の5</b> （第21条の12、第21条の18、第21条の19関係） 地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値			<b>別表第6の5</b> （第21条の12、第21条の18、第21条の19関係） 地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値		
番号	有害物質の種類	基準値	番号	有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	1リットル につきカド ミウ ム <u>0.003</u> ミ リ グラ ム	1	カドミウム及びその化合物	1リットル につきカド ミウ ム <u>0.01</u> ミ リ グラ ム
(略)			(略)		

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に設置されている新潟県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定工場等の排水に係るカドミウム及びその化合物についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 新潟県規則第65号

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則（平成8年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（信用供与等限度額の超過の承認申請等）</p> <p><b>第7条</b> 命令第18条第4項の規定による信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、別記第8号様式により、関係書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第8号様式</b>（第7条関係）</p> <p>信用供与等限度額超過承認申請書</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けたいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p>	<p>（信用供与等限度額の超過の承認申請等）</p> <p><b>第7条</b> 命令第18条第3項の規定による信用供与等限度額を超えることの承認の申請は、別記第8号様式により、関係書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第8号様式</b>（第7条関係）</p> <p>信用供与等限度額超過承認申請書</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けたいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p>

#### 附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

## 告 示

#### ◎新潟県告示第1582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 2 作業期間 平成26年9月12日から平成27年1月23日まで
- 3 作業地域 南魚沼郡周辺（魚野川・登川・三国川流域等）

#### ◎新潟県告示第1583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
- 3 作業地域 三条市

#### ◎新潟県告示第1584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塚山小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町武石 3015 番から	新	12.3～14.2メートル	49.2メートル
同市小国町武石3015番まで	旧	12.3～14.2メートル	49.2メートル

#### ◎新潟県告示第1585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 塚山小国線
- 2 供用開始の区間  
長岡市小国町武石3015番から同市小国町武石3015番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月28日

#### ◎新潟県告示第1586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川口岩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字川井字原 3145 番 1 から	新	8.2～9.2メートル	27.1メートル
同市大字川井字原3146番 1 まで	旧	8.2～9.8メートル	27.1メートル

#### ◎新潟県告示第1587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市野田字岩ノ沢1069番2から 同市野田字岩ノ沢1069番2まで	新	10.2～59.0メートル	208.6メートル
	旧	8.2～20.6メートル	208.6メートル

## ◎新潟県告示第1588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 城内焼野線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市野田字岩ノ沢1069番2から同市野田字岩ノ沢1069番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月28日

## ◎新潟県告示第1589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 落合六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市舞台字浦ノ山745番18から 同市舞台字浦ノ山745番59まで	新	23.8～48.5メートル	447.3メートル
	旧	23.8～43.0メートル	447.3メートル

## ◎新潟県告示第1590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 落合六日町線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市舞台字浦ノ山745番18から同市舞台字浦ノ山745番59まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月28日

## ◎新潟県告示第1591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沢口塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市小松沢1567番から 同市大木六字所平1294番1まで	新	7.6～109.0メートル	300.9メートル
	旧	7.6～109.0メートル	300.9メートル

◎新潟県告示第1592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 沢口塩沢線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市小松沢1567番から同市大木六字所平1294番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月28日

◎新潟県告示第1593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市栄町363番18から 同市上町575番1まで	新	8.7～34.4メートル	236.2メートル
妙高市栄町363番18から 同市上町575番1まで	旧	(A)6.1～18.0メートル	370.6メートル
妙高市栄町363番18から 同市上町509番1まで		(B)13.0～34.4メートル	125.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越新井線
- 2 供用開始の区間  
妙高市栄町 363 番 18 から同市上町 575 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 26 年 11 月 28 日

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県財務会計システム開発環境用サーバ機器等一式（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年11月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
新潟県財務会計システム開発環境用サーバ機器等一式（その2）の借上げ
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成27年1月28日（水）
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間 平成26年11月28日（金）から平成26年12月9日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
  - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成26年12月24日（水） 午前10時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
  - (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
  - (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
  - (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成26年11月28日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
  - (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年12月16日(火) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成26年12月19日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県財務会計システム開発環境用サーバ機器等一式(その2)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

## (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除

する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県財務会計システム開発環境用サーバ機器等一式（その2）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

新潟県長岡地域振興局長 長谷川 誠

#### 1 調達件名及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム）

1トン詰フレキシブルコンテナ

単価契約 予定数量4,320 t

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

新潟県長岡市沖田2丁目173番地2

#### 3 調達方法

購入等

#### 4 契約方式

一般競争入札

#### 5 落札決定日

平成26年11月11日

#### 6 落札者の氏名及び住所

三恵株式会社

新潟県三条市元町15番地16

#### 7 落札価格

18,360円/t

#### 8 入札公告日

平成26年10月14日

#### 9 落札方式

最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

新潟県南魚沼地域振興局長 大橋 直樹

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤(塩化ナトリウム)  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量1,630t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県南魚沼市六日町960
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成26年11月11日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社K&A環境システム  
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-27-8
- 7 落札価格  
19,224円/t
- 8 入札公告日  
平成26年10月14日
- 9 落札方式  
最低価格

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

新潟県南魚沼地域振興局長 大橋 直樹

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤(塩化ナトリウム)  
25キログラム詰包装  
単価契約 予定数量65t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県南魚沼市六日町960
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年11月11日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社K&A環境システム  
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-27-8
- 7 契約価格  
35,100円/t
- 8 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

新潟県十日町地域振興局長 桐生 裕子

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤（塩化ナトリウム）  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量2,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県十日町市妻有町西2-1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成26年11月11日
- 6 落札者の氏名及び住所  
近藤産業株式会社  
新潟県長岡市大島本町3丁目333番地
- 7 落札価格  
18,900円/t
- 8 入札公告日  
平成26年10月14日
- 9 落札方式  
最低価格

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

新潟県上越地域振興局長 鈴木 興次

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤（塩化ナトリウム）  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量2,420 t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県上越市本城町5-6
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成26年11月11日
- 6 落札者の氏名及び住所  
近藤産業株式会社  
長岡市大島本町3丁目333番地
- 7 落札価格

- 18,792円/t
- 8 入札公告日  
平成26年10月14日
- 9 落札方式  
最低価格

企業局管理規程

**新潟県企業局管理規程第8号**

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年11月28日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(設置)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">発 電 施 設</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟東部太陽光発電所</td> <td style="text-align: center;">阿賀野市かがやき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>北新潟太陽光発電所</b></td> <td style="text-align: center;"><b>新潟市北区白勢町</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 発電管理センターの課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">庶務課 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">管理調整課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>新潟東部太陽光発電所及び北新潟太陽光発電所</u>の電気設備の維持管理に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">発電課～工務第2課 (略)</p>	発 電 施 設	位 置	(略)		新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき	<b>北新潟太陽光発電所</b>	<b>新潟市北区白勢町</b>	(略)		<p>(設置)</p> <p><b>第7条 (略)</b></p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">発 電 施 設</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟東部太陽光発電所</td> <td style="text-align: center;">阿賀野市かがやき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 発電管理センターの課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">庶務課 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">管理調整課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 新潟東部太陽光発電所の電気設備の維持管理に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">発電課～工務第2課 (略)</p>	発 電 施 設	位 置	(略)		新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき	(略)	
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき																		
<b>北新潟太陽光発電所</b>	<b>新潟市北区白勢町</b>																		
(略)																			
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
新潟東部太陽光発電所	阿賀野市かがやき																		
(略)																			

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年11月28日

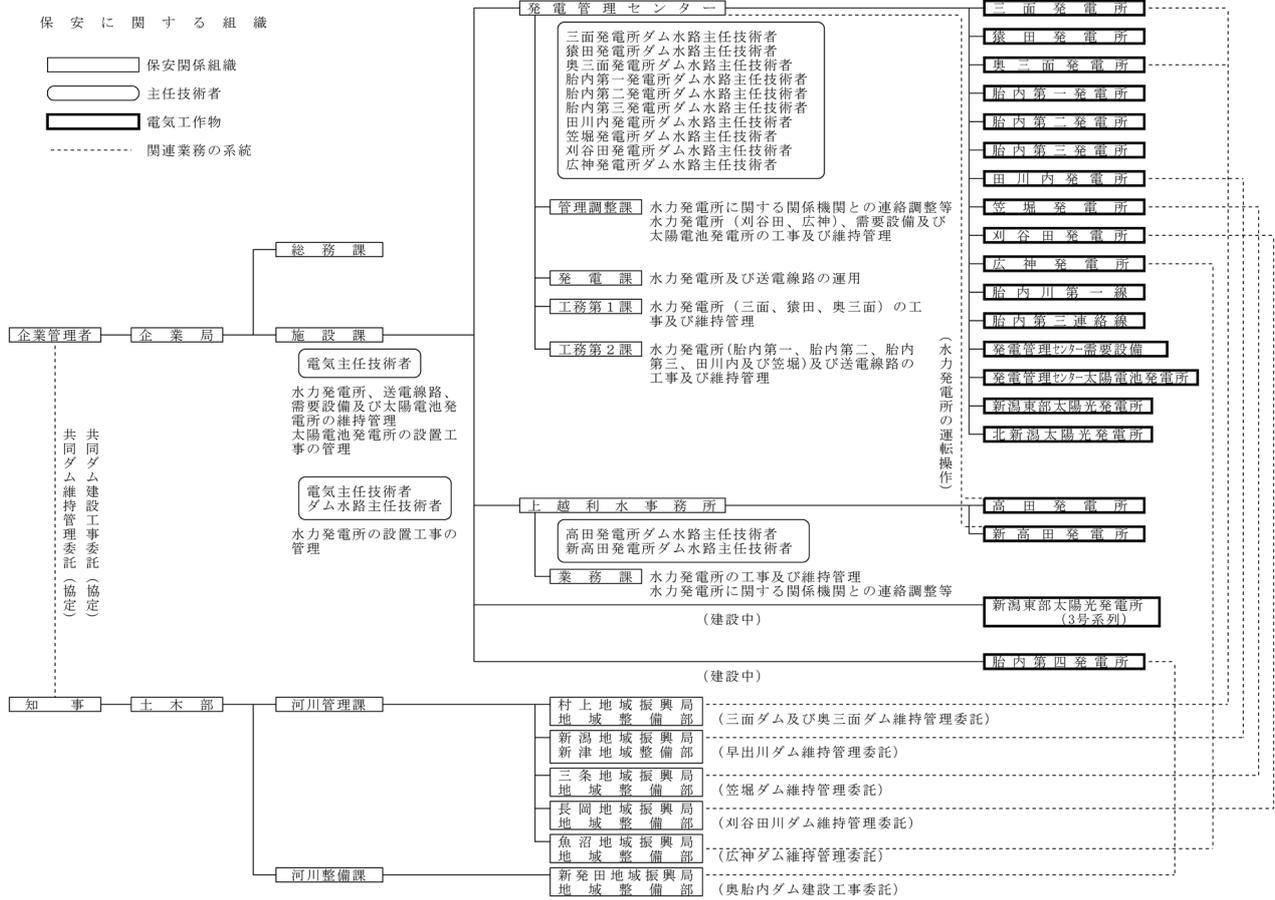
新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程(昭和61年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加え、改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>風の笛</u>	(略) 新潟市東区西野12 17番地2 <u>新潟市東区下木戸</u> <u>2丁目28番13号</u>	新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園	(略) 新潟市東区西野12 17番地2
新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホーム 白山やすらぎ <u>特別養護老人ホーム</u> <u>せきやの里</u>	(略) 新潟市中央区川岸 町2丁目1番20号 <u>新潟市中央区関屋</u> <u>大川前2丁目7番</u> <u>12号</u>	新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホーム 白山やすらぎ	(略) 新潟市中央区川岸 町2丁目1番20号
(略)			(略)		
新潟市南区	(略) 特別養護老人ホーム にいだの里 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>白根そよ風の杜</u>	(略) 新潟市南区新飯田 2545-1 <u>新潟市南区能登53</u> <u>5番地1</u>	新潟市南区	(略) 特別養護老人ホーム にいだの里	(略) 新潟市南区新飯田 2545-1
(略)			(略)		
柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム えみふる <u>特別養護老人ホーム</u> <u>ぺぺ・メモール</u>	(略) 柏崎市東本町2丁 目5-16 <u>柏崎市鏡町2番14</u> <u>号</u>	柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム えみふる	(略) 柏崎市東本町2丁 目5-16
(略)			(略)		
別表第3の1（身体障害者支援施設）			別表第3の1（身体障害者支援施設）		
市区町村名	支援施設の名称	所在地	市区町村名	支援施設の名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略) さいはま園	(略) 上越市大潟区犀潟 410-2	上越市	(略) さいはま園	(略) 上越市大潟区犀潟 410-2
三条市	障害者支援施設 心 和園	三条市福島新田丁 1481-1	三条市	障害者支援施設 心 和園	三条市福島新田丁 1481-1
新発田市	障がい者支援施設 緑風園	新発田市五十公野 4681番地1	(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
佐渡島開発総合センター	佐渡市両津湊198番地	大集会室	428.79	平成26年11月14日

## 監査委員公表

## 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年11月28日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 島 隆

新潟県監査委員 田 宮 強 志

普通会計  
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
秘書課	平成26年10月3日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
広報広聴課	平成26年10月17日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上
国際企画課	平成26年8月5日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
法務文書課	平成26年9月12日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
市町村課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上
地域政策課	平成26年8月7日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上
情報政策課	平成26年8月7日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
統計課	平成26年9月12日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
税務課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
管財課	平成26年7月25日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(指摘事項) 100万円を超える灯油購入について、契約書が作成されていない。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。  (注意事項) 収入事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項
総務事務センター	平成26年10月20日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消費者行政課	平成26年8月22日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
文化振興課	平成26年9月25日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
県民スポーツ課	平成26年9月24日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
男女平等社会推進課	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
環境企画課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

環境対策課	平成26年9月18日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
廃棄物対策課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防課	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
国保・福祉指導課	平成26年10月14日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
高齢福祉保健課	平成26年8月21日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
健康対策課	平成26年8月19日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
生活衛生課	平成26年8月21日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
障害福祉課	平成26年8月7日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(指摘事項) 扶助費の執行について、平成26年度予算で支出すべきところ、平成25年度予算で支出したものがあつた。 予算管理及び会計年度所属区分の確認を徹底されたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業立地課	平成26年8月20日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
観光局観光振興課	平成26年7月23日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 文書管理に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総務課	平成26年8月6日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
畜産課	平成26年7月22日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。

治山課	平成26年9月18日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
-----	------------	--------	-----------------------------	---------

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地管理課	平成26年8月21日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
農地計画課	平成26年9月18日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
農村環境課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同 上

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監理課	平成26年8月22日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
用地・土地利用課	平成26年8月8日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
道路管理課	平成26年8月20日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同 上
道路建設課	平成26年9月11日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同 上
河川整備課	平成26年9月12日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同 上
砂防課	平成26年9月12日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
都市局都市整備課	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
都市局建築住宅課	平成26年9月18日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分836件17,491,046円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
都市局下水道課	平成26年9月25日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
都市局営繕課	平成26年9月11日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
				同 上

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	平成26年7月23日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
会計検査課	平成26年7月23日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成26年9月17日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農村整備部	平成26年9月4日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成26年8月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟港湾事務所	平成26年6月23日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(指摘事項) 1 黒山駅分岐新潟東港鉄道専用線について、普通財産の貸付契約が行われず、普通財産貸付料で多額の調定未了を生じさせるなど、不適切な事務処理が7件あった。 管理監督者の業務管理を徹底させるとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。 2 県が管理する物揚場において、停車中のトラックの右前輪部分の路面が陥没し、車両を損傷するなどの事故が2件発生し、相手方に合計2,283,253円の損害賠償をしたものがあった。 施設の整備及び管理に万全を期されたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成26年9月11日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部 与板維持管理事務所	平成26年9月18日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、函面、仕様書等)に関する事項
地域整備部 小千谷維持管理事務所	平成26年9月30日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 交通事故に伴う事務処理に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成26年10月24日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成26年8月20日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成26年10月17日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する道路において、雪崩により流出した雪塊に走行中の車両が衝突するなどの事故が9件発生し、相手方に合計1,475,544円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。  (注意事項) 交通事故に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成26年8月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成26年9月30日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
議会事務局	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
人事委員会事務局	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上
監査委員事務局	平成26年9月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上
労働委員会事務局	平成26年9月11日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
総務課	平成26年8月19日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。

福利課	平成26年9月9日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
生涯学習推進課	平成26年8月19日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
文化行政課	平成26年8月21日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
警察本部	平成26年8月8日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 公務中における職員の公用車による交通事故が14件あり、公用車1台を廃棄予定としたほか、相手方に825,798円の損害賠償(うち県費支出額769,297円)をし、公用車の修理費として760,186円支出したものがあつた。 また、このほかにも公務中における職員の自家用車による交通事故で相手方に1,916,355円(県費負担なし)の損害賠償をしたものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p>2 旧燕警察署の用途廃止及び取壊しについて、事務手続が行われていなかった。 公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p>(注意事項) 物品の管理に関する事項</p>

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月28日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
胎内警察署	(略)	胎内市菅田	胎内市のうち乙、桃崎浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、 <u>荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田</u>	胎内警察署	(略)	胎内市乙	胎内市のうち乙、桃崎浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田
	乙駐在所				胎内市乙		
(略)				(略)			
上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻	上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
	柿崎幹部交番				上越市吉川区のうち梶、神田町、長沢、坪		

					野内、町田、六万部、 田尻、山方（586・603 番地を除く。）、西野島、 下八幡、竹直、長峰、 大滝、片田、天林寺、 河沢、十町歩、顕法寺、 中谷内、下深沢、山口、 杜氏の郷、原之町の一 部（2559番地から2681 番地まで）
	(略)			(略)	
	吉川駐 在所	上越市 吉川区 原之町	上越市吉川区全域		
	(略)			原之町 駐在所	上越市 吉川区 原之町
	(略)			上越市吉川区のうち原 之町（2559番地から 2681番地までを除 く。）、代石、大乘寺、下 町、東鳥越、小苗代、 赤沢、泉、後生寺、伯 母ヶ沢、下中条、川崎、 土尻、泉谷、吉井、下 小沢、山方の一部（586 ・603番地）	
	(略)			山直海 駐在所	上越市 吉川区 山直海
	(略)			上越市吉川区のうち山 直海、尾神、大賀、山 中、米山、高沢入、坪 野、川谷、石谷、名木 山、上名木、岩沢、道 之下、福平、長坂、国 田、東田中、入河沢、 東寺、平等寺	
	(略)			(略)	

附 則

この規則中別表胎内警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成26年12月5日から施行する。

正 誤

平成21年6月2日付け新潟県告示第804号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
878	左	1	六ノ沢地区	六沢地区

平成21年6月2日付け新潟県告示第805号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
878	右	10	六ノ沢地区	六沢地区

平成24年3月27日付け新潟県告示第365号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
303	右	5	古野二(1)地区	柄沢地区
303	右	6	古野二(2)地区	夏保地区

平成24年3月27日付け新潟県告示第366号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
306	左	21	古野二(1)地区	柄沢地区